

「宇都宮市読書活動推進計画（案）」に関する パブリックコメントの概要と市の考え方について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成25年3月29日（金）～4月18日（木）
- (2) 意見の応募者数・件数 6名（16件）
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数		2	4			6

2 意見の概要と市の考え方

(1) 計画について（1件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	「第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画」の計画期間中でありながら、1年前倒しして本計画を策定するのはなぜか。	<p>素案の2ページにありますとおり、「第2次子ども読書活動推進計画」が概ね順調に進捗していること、また、子どもから大人まで一体的に読書活動を推進することが効果的であると判断し、計画の再編を行ったところです。</p> <p>子どもから大人まで切れ目なく読書活動の支援に取り組むことにより、市民総体の読書活動のより一層の推進につながるものと考えております。</p>

(2) 本市読書活動の現状と課題について（2件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
2	書架整理ボランティアがいるが、書架整理は、図書館職員にも勉強になる、図書館職員の仕事ではないか。	<p>いつでも利用者の方が探したい本をすぐに見つけられるようにしておくために、職員も毎日取り組んでおります。さらにボランティアの皆さんの協力により、よりよい読書環境を整えることが可能となるものと考えております。</p> <p>図書館は地域の身近な情報拠点として、地域の方々と共に歩む施設となることを目指しており、図書館の利用はもとより、運営協力を含め、地域の多くの方々にお越しいただけるよう、努めてまいります。</p>

3	基本施策から具体的方策に至るまで、上河内図書館・河内図書館の名称がない。「図書館」として一括ではなく、地域にあった位置づけを明記してほしい。	素案の9ページにおいて、各図書館の特色を、また、10ページにおいて、各図書館の位置づけを明記させていただいております。 事業の担当課に、「図書館」とあるのは、すべての図書館で取り組む事業であることを示していることから、「全図書館」と記載を改めます。
---	--	---

(3) 施策1「さまざまな市民の読書活動の推進」について（1件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
4	各図書館・各センター図書室のサービスを充実してほしい。各センター図書室は、司書ではなく、担当職員が対応している。地域にあるとよいと思う図書室がほしい。	本計画を踏まえて、図書館サービスの向上に努めてまいります。また、センター図書室については、素案の30ページの事業番号6にあるとおり、重点事業と位置づけており、図書館とセンター図書室が連携を図り、センター図書室がより充実した施設となるよう、努めてまいります。

(4) 施策2「子どもの読書活動の推進」について（1件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
5	学校司書の採用期間が5年間では短いと思う。県外では、10年以上勤めている例もある。	本市において、全小学校に配置している学校図書館司書業務嘱託員につきましては、「宇都宮市非常勤嘱託員取扱要綱」等の規定に基づき雇用契約を行い、その最長任用期間を5年としております。 なお、平成24年度より、学校図書館司書業務嘱託員等の勤務経験を有し、豊富な知識と実績をもつ人材を、全中学校において地域学校園司書業務嘱託員として採用し、配置することで、さらに最長5年間任用可能としております。

(5) 施策5「効果的・効率的な管理運営体制の充実」について（6件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	本計画を意義あるものにするために、基本施策2施策5を再考してほしい。	行政施設として、効果的・効率的な管理運営が求められており、指定管理者制度導入も含め、体制の充実が必要と考えております。

7	<p>部分的な民間導入は必要だと思うが、公立図書館への指定管理者制度の導入には問題が多くあるので、図書館の運営に関しては、市直営であることが大切と考える。</p>	<p>図書館の安定的かつ継続的な運営と図書館サービスの維持向上を踏まえた上で、民間活力導入も視野に入れて、適正な管理運営のあり方を慎重に検討してまいります。</p>
8	<p>南図書館の運営評価と指定管理者制度について、図書館協議会を設置して十分に議論してほしい。</p>	<p>南図書館における指定管理者の管理運営につきましては、本市の「指定管理者制度モニタリングマニュアルに」基づき、適正な管理運営の確保に向け、指定管理者への指導・監督を徹底するとともに、毎年度の管理運営状況について、庁内組織で議論した上で評価・公表しております。</p> <p>なお、図書館協議会については、「No.12」で回答しております。</p>
9	<p>「南図書館の指定管理者制度の効果を検証するなどして、他の図書館の効果的・効率的な管理運営を推進する」とあるが、南図書館は複合施設であり、根幹は直営なので、他館への導入材料とするのは無理ではないか。</p>	<p>南図書館は、複合施設部分の運営を担うなど、他の図書館とは異なる状況がありますが、図書館業務や施設管理業務では同一の点もあり、他館への導入検討の参考になるものと考えております。</p>
10	<p>計画の推進にあたっては、図書館司書の存在が必要であることから、司書の採用を恒常的に続けるとともに、質の向上を図ってほしい。</p>	<p>平成25年度に司書の新規採用を行いました。今後とも適正な司書の確保に努めてまいります。司書の質の向上につきましては、図書館サービスを提供する上で、大変重要でありますことから、研修計画を作成するとともにOJTや派遣研修などを活用し、計画的な人材育成に努めてまいります。</p>
11	<p>上河内図書館・河内図書館は直営とし、常勤の司書を配置して、読書推進の要としてほしい。</p>	<p>各館の適切な管理運営のあり方を検討するとともに、図書館サービスの維持向上を図るため、人材の適切な配置に努めてまいります。</p>

(6) 計画の推進について（1件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
12	素案38ページの「計画の推進」にあたって、「図書館協議会」の設置の記載がないので、明記してほしい。	本市では平成24年度に、「図書館協議会」の役割を「社会教育委員の会議」に移管しました。さらには、新たに有識者や利用者の生の声をいただくために、参考人制度を設けました。 今後の計画の推進にあたって、素案の38ページにあるとおり、「社会教育委員の会議」や参考人等から意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

(7) その他（4件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
13	中央図書館が河内図書館を支援することのことだが、河内図書館の実情を把握しているか。	中央図書館は、中央館として全図書館の現状把握や支援を行っており、河内図書館においても実情把握に努めております。
14	図書館の閉館時刻を遅くして、仕事の後でも利用できるようにしてほしい。	図書館利用者のニーズの把握に努め、立地条件等を踏まえ、総合的に判断してまいります。
15	意見の収集にはホームページだけでなく、図書館での貸出の際に働きかけるなど、積極的な方法をとるとよい。	今後、意見の収集にあたって、参考にさせていただきます。また、計画を推進するにあたって、利用者からの意見収集が必要であることから、より積極的な方法を取るようしてまいります。
16	意見の募集期間が短い。	「宇都宮市パブリックコメント制度実施要綱」にあるとおり、原則として1月程度を目安としています。